

草津市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項および第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和3年6月4日

草津市監査委員 岡野 則 男

草津市監査委員 横江 政 則

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
子ども未来部	第三保育所 矢倉幼稚園 草津中央おひさまこども園 老上こども園
教育委員会	山田小学校 渋川小学校 老上小学校 笠縫小学校 草津第二小学校 松原中学校 玉川中学校

(2) 監査の時期 令和3年4月23日から令和3年5月13日まで

(3) 監査の主眼

教育財産および園舎（施設や設備等）が適切に維持管理されているか（特に安全面）。また、学校徴収金等および保育施設徴収金等の取扱い状況について、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックおよび保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則った適正な事務の執行がされているかを中心に草津市監査委員監査基準に準拠し実施した。

(4) 監査の結果

教育財産および園舎（施設や設備等）の維持管理ならびに学校徴収金等および保育施設徴収金等の取扱い状況については概ね適正に執行されていると認められたが、次のとおり一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後より適正で有効かつ効率的な事業執行に取り組みたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象：第三保育所

特になし

●監査対象：矢倉幼稚園

特になし

●監査対象：草津中央おひさまこども園

特になし

●監査対象：老上こども園

特になし

●監査対象：山田小学校

特になし

●監査対象：渋川小学校

特になし

●監査対象：老上小学校

特になし

●監査対象：笠縫小学校

特になし

●監査対象：草津第二小学校

特になし

●監査対象：松原中学校

特になし

●監査対象：玉川中学校

① 消防用設備の維持管理について

消防設備の機能を常に発揮できるように早急に修繕もしくは改修されたい。